

指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

介護サービスを始めるに当たり、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者	事業者の名称 法人所在地 代表者氏名 電話番号	社会福祉法人 貴望会 青森県上北郡横浜町字三保野 5 4 番地 理事長 渡邊 貴士 0175-78-3407
--------	----------------------------------	---

2. 事業所の概要	事業所の名称 事業所の所在地 指定年月日 事業の種類 事業所番号 管 理 者	居宅介護支援事業所 なのはな苑 青森県上北郡横浜町字三保野 5 4 番地 平成 11 年 11 月 12 日 居宅介護支援事業 0272500147 杉山 二美子
-----------	---	--

3. 職員体制	職 名	常 勤	合 計	保 有 資 格
	管 理 者 (兼務)	1名	1名	主任介護支援専門員 看護師 社会福祉士 精神保健福祉士
	主任介護支援専門員	2名	2名	主任介護支援専門員 介護福祉士 社会福祉主事
	介護支援専門員	1名	1名	介護支援専門員 介護福祉士

4. 事業の運営方針 - 満足をしていただくケアプラン作成

5. 居宅介護支援の実施概要等

- (1) 居宅サービス計画にあたっての訪問、状況把握
- (2) 居宅サービス計画の作成、説明、同意、交付、モニタリング
- (3) サービス担当者会議の開催、連絡調整
- (4) 認定申請の代行
- (5) 介護保険施設等への紹介
- (6) 給付管理業務

6. 通常の事業実施区域

- ・上北郡内、下北圏域

7. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日（但し12月30日～1月3日までを除きます）
営業時間	午前8時から午後6時まで ※但し、緊急時の場合を除く。

8. 【居宅介護支援費（ケアプラン作成費）】自己負担は、ありません。

要介護	
1・2	12,490円（特別地域加算含む）
3・4・5	16,230円（特別地域加算含む）

* 上記料金に、特定事業所加算Ⅱ、初回加算、入退院時情報連携加算Ⅰ・Ⅱ、退院・退所加算、緊急カンファレンス加算ターミナルケアマネジメント加算等がご利用者さんの状態に応じて加算されます。
* 上記料金は、制度改正等により変更される場合がございます。

9. 特定事業所集中減算について

正当な理由なく、当該事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等について、特定の事業所の割合が80%を超える場合に減算とされていますが、当事業所は特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者であり、通常の事業の実施地域にサービス事業所が少數あります。そのため、特定の事業者の割合が80%を超える場合がありますが、減算の対象事業所とはなりません。

なお、ご希望があれば、事業所割合表を提示いたします。

10. 相談・苦情

(1) 居宅介護支援についてのご相談や苦情・居宅サービス計画に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は遠慮なく下記までご連絡下さい。

電話番号 0175-78-3407

ファックス 0175-78-6645

担当者 高坂 優子 菊地 英史 櫻 麻寿美

管理者 杉山 二美子

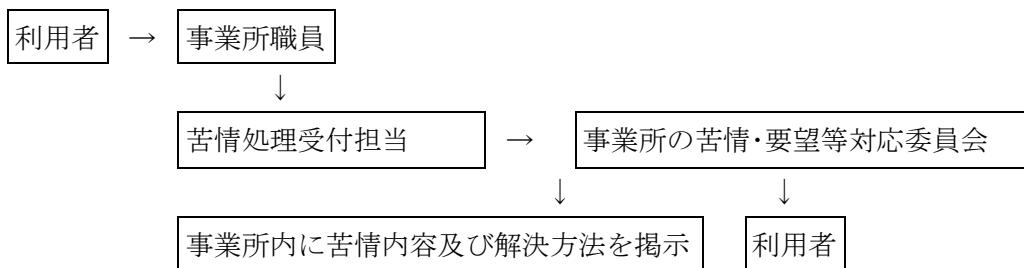
(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・担当者が相手方と連絡を取り、直接訪問するなどして状況の把握に努めます。
- ・事業者が必要と判断した場合は、管理者を含め検討会議を行います。
- ・検討の結果は速やかに具体的対応に努めます。
- ・経過等を台帳に記録して、再発防止に努めます。

(3) 苦情があった居宅サービス事業者に対する対応等

居宅サービス事業者に対し苦情の状況等を確認するとともに改善の方策について協議し、利用者の理解を得るものとします。

(4) 苦情処理フロー



(5) その他参考事項

- 利用者が苦情申し立て等を行った事を理由にして何らかの不利益な扱いをすることはありません。
- 指定居宅サービス事業者に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して利用者に対する必要な援助を行います。
- 当施設以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
 - 横浜町福祉課 電話 0175-78-2111
 - 青森県国民健康保険団体連合会 電話 017-723-1336

11. 事故発生時の対応

- 居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、利用者に対して応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族に連絡いたします。
- 事故の状況及び事故に際して行った処置等について記録するとともに、その原因を究明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。
- ご利用者に対して当事業所の居宅介護支援の提供により、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に危害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を速やかに賠償いたします。
- 事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償は行いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、賠償責任を免れます。
 - 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また、不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合。
 - 契約者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げずに、また、不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合。
 - 契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない自由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - 契約者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

1 2. 虐待防止及び身体拘束の防止

当事業者は、ご利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため、(1)～(3)の対策を講じます。

- (1) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (2) 虐待防止及び身体拘束防止をするため職員に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

1 3. 衛生管理等

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
- (4) 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

1 4. 業務継続計画の策定

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. ハラスメント対策

業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動または優越的な関係を背景とした言動により、職員の環境が害されることを防止します。その内容は、利用者及び家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所 青森県上北郡横浜町字三保野54番地
社会福祉法人 貴望会
居宅介護支援事業所 なのはな苑

説明者氏名

印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名

印

代理人 住 所 _____
ご家族等

氏 名

印

(続柄)